

立川市駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 14 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市駐車場条例の一部を改正する条例

立川市駐車場条例（昭和47年立川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
(駐車の範囲)				(駐車の範囲)			
第6条 ……略……				第6条 ……略……			
2 立川市緑川第四駐車場及び立川市北口第一駐車場にあっては、第1項第1号イ及びウの規定にかかわらず、2輪自動車であっても利用することができる。				2 <u>立川市立川駅南口第一立体駐車場及び立川市立川駅南口第二立体駐車場にあっては、前項の規定にかかわらず、長さが4.8メートル以下、幅が1.8メートル以下、高さが1.6メートル以下及び重量が1,600キログラム以下の自動車でなければ利用することができない。</u>			
3 立川市緑川第四駐車場、立川市立川駅南口第二立体駐車場及び立川市北口第一駐車場にあっては、第1項第1号イ及びウの規定にかかわらず、2輪自動車であっても利用することができる。				3 立川市緑川第四駐車場、 <u>立川市立川駅南口第二立体駐車場</u> 及び立川市北口第一駐車場にあっては、第1項第1号イ及びウの規定にかかわらず、2輪自動車であっても利用することができる。			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
名称		位置		名称		位置	
……略……		……略……		……略……		……略……	
立川市緑川第七駐車場		立川市曙町3丁目22番17号		立川市緑川第七駐車場		立川市曙町3丁目22番17号	
				<u>立川市立川駅南口第一立体駐車場</u>		<u>立川市柴崎町2丁目1番5号</u>	
				<u>立川市立川駅南口第二立体駐車場</u>		<u>立川市錦町1丁目1番21号</u>	
……略……		……略……		……略……		……略……	
別表第3（第7条関係）				別表第3（第7条関係）			
施設区分	駐車区分	単位	駐車料金	施設区分	駐車区分	単位	駐車料金
……略……	……略……	……略……	…略…	……略……	……略……	……略……	…略…

立川市緑川 第七駐車場	……略……	……略……	…略…	立川市緑川 第七駐車場	……略……	……略……	…略…
				立川市立川 駅南口第一 立体駐車場	一般駐車	1台につき30分以内	200円
						1台につき30分を超え30分までごと	200円
					平日定期駐車	1台につき1月	21,000円
					全日定期駐車	1台につき1月	29,000円
				立川市立川 駅南口第二 立体駐車場	自動車	1台につき30分以内	200円
					一般駐車	1台につき30分を超え30分までごと	200円
					2輪自動車	1台につき60分以内	100円
					一般駐車	1台につき60分を超え60分までごと	100円
					自動車 平日定期駐車	1台につき1月	21,000円
					自動車 全日定期駐車	1台につき1月	29,000円
……略……	……略……	……略……	…略…	……略……	……略……	……略……	…略…
備考		……略……		備考		……略……	

附 則

この条例は、平成28年8月1日から施行する。

